

# 障害者の防災体制の課題に関する検討会

第1回検討会 平成23年5月30日(月)

## 1 検討会の設置について

本検討会の実施目的・内容等を説明。

## 2 防災体制の現状について

担当課から各項目の説明

### (1) 防災情報伝達について

○防災情報の伝達について(概要)

○自主防災組織について(概要)

### (2) 災害時要援護者避難支援制度について

### (3) 避難所について

## ま と め

○開催スケジュールについて次回以降の開催日を下記のとおり決定。

第2回 防災情報伝達について検討 7月28日(木)18:00～

第3回 災害時要援護者避難支援制度について検討 9月29日(木)18:00～

第4回 避難所について検討 11月24日(木)18:00～

○今後の検討会について

第2回以降、それぞれの題目について、会議開催2週間前までに意見があれば提言をいただき、まとめたものを会議1週間前に各委員へ送付。それについて、会議の中で検討・協議していく。提言については文書により依頼する。

○会議の進行について

行政が行う。

障害者の防災体制の課題に関する検討会

第2回検討会 平成23年7月28日(木)

第3回検討会 平成23年8月17日(水)

課 題 等	現 状	ま と め
<p>&lt;既存避難所の現況について&gt;</p> <p>○避難所の防災環境について (耐震率等)</p> <p>○避難所の収容人数の把握</p> <p>○避難所で安否の確認</p> <p>○避難漏れの確認</p> <p>○避難所の情報が届かない(どこに避難所があるかわからない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内小中学校耐震化率 54.8%</li> <li>・市民・ふれあいセンター耐震化率 57.5%</li> <li>・その他公共施設耐震化率 54.8%</li> </ul> <p>→浸水による避難所の被災の可能性等については、ハザードマップ等で周知しているが、災害の種類別(耐風・耐洪水等)による被災状況については、今一度、防災計画の見直しの中で検討し、情報の公表等を行っていく予定。</p> <p>→市内避難所 70 箇所 収容人数 34,500 人</p> <p>→避難所においては、名簿作成、定時報告などマニュアル化している。</p> <p>→要援護者避難支援システムの構築中。</p> <p>→広報うべ、宇部市HP及び宇部市市民便利帳に掲載している。</p>	<p>避難所については、配慮の必要な人のコーナー(スペース等)を設けるよう、検討が必要である。また、その配慮があるかどうかの判断基準については、マニュアル化が必要である。</p> <p>避難所の情報の啓発については、「障害者のためのあんしんガイド」に避難所情報を記載するよう検討が必要である。要援護者避難支援制度に登録している人へは個別に毎年情報提供を行うこと。また、障害関係団体の活動の中で啓発を行う体制が必要である。</p>

課題等	現状	まとめ
<p><b>&lt;避難所及び福祉避難所の設備について&gt;</b></p> <p>○避難所の整備（トイレ等）</p> <p>○必要十分な避難所の設置（増設）</p> <p>○大学、支援学校や支援学級のある学校、また通所事業所を避難所登録してほしい</p> <p>○家族で避難できる避難所を設置してほしい</p> <p>○透析を必要とする人や、常時医療的ケアを必要とする人達に関し、対応可能な医療機関について、福祉避難所の登録をしてほしい</p> <p>○障害種別（肢体不自由・オストメイト・知的障害・発達障害・精神障害・視覚障害・聴覚障害）に応じた福祉避難所の設置が必要</p>	<p>→避難所となっている施設の改築、増築、新築時には、バリアフリー化を図るなど、できる限り対応している。</p> <p>→地域防災計画の見直しの中で検討する。自主防災組織・自治会等による住民共助による一時避難所の設置、運営についても働きかけていく。</p> <p>→個別の部屋等はないが、状況に応じてスペースをつくるなど対応していく。また、どの避難所も家族での避難は可能。</p> <p>→大規模災害時における医療支援の協定を締結している。</p> <p>→各福祉避難所において受入れが可能な障害種別が限られている。</p>	<p>避難所ごとの詳細情報（トイレ情報、バリアフリーなど）を公開するようにする。</p> <p>福祉避難所へ避難する場合、家族単位の受入れ可否など、ルール作りをする必要がある。</p> <p>透析が必要な人や、医療的ケアが必要な人は、災害時には、具体的にどこの病院へ行けばいいかなど、地域ごとにリスト化する必要がある。今後協議が必要。</p> <p>通所事業所（障害福祉関係事業所）を避難所として検討する必要がある。受入れ可否の調査が必要。</p>

課 題 等	現 状	ま と め
<p><b>&lt;避難所における情報等について&gt;</b></p> <p>○障害種別（聴覚障害者、視覚障害者、知的障害者等）に対する情報保障（手話、筆談、声かけ）について、適切な配慮が必要</p> <p>○避難所でも配慮が必要な人として場所を区別してほしい</p> <p>○避難者トリアージ・タグ</p>	<p>→本人や家族等からの申告等で障害の有無が確認できている限り適切な情報保障は行っている。</p> <p>→個別の部屋等で区別していないが、状況に応じてスペースをつくるなど対応できる。</p> <p>→現在は行っていない。</p>	<p>トリアージ・タグの案を取り入れ、それに変わるシステムの構築を検討する（スペースの確保やワッペン等）。精神障害者の対応については、十分な協議が必要である。</p>

課題等	現状	まとめ
<p><b>&lt;避難所の体制について&gt;</b></p> <p>○避難所→福祉避難所ではなく、直接福祉避難所へ避難できるような体制作りが必要</p> <p>○移動に時間が必要な人（肢体不自由者、全身介護が必要な人、等）は早めの避難が必要 →福祉避難所の早期受け入れ体制のシステム作り</p> <p>○福祉避難所へ早めの避難（直接避難）ができるとした場合の移動手段等</p> <p>○避難した障害者を支援できる人材の確保（障害特性を理解している人が望ましい）</p>	<p>→現在は直接避難できるようになっていない。</p> <p>→現在、福祉避難所では早めの避難（自主避難）の受入れはしていない。</p> <p>→現在は直接避難できるようになっていない。早めの避難（自主避難）については原則自己対応。</p> <p>→研修を行った職員を避難所毎に2～3人配置している。</p>	<p>福祉避難所へ直接避難できるようなシステムの構築が必要である。また、福祉避難所への早めの避難や、それに伴う移動手段等も併せて検討していく必要がある。</p> <p>避難可能人数を把握した上で下記の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象基準</li> <li>・個別プランとの連動</li> <li>・対象者の地域分布の考慮</li> <li>・新たな福祉避難所の確保</li> </ul> <p>障害の特性を理解している看護・福祉職や学生等の配置を検討する。また、学校教育による子どもへの指導や地域の力を活用できるよう検討が必要である。</p>

課 題 等	現 状	ま と め
<p><b>&lt;その他&gt;</b></p> <p>○要援護者登録申請書の特記事項の欄に具体的な記載例を示したほうがいい  (静かな環境の方が落ち着くとか、体育館のような大人数のところでは過ごしにくい等)</p> <p>○避難所ごと(避難エリアごと)の定期的な避難訓練の実施  (災害ステージごとの避難シミュレーションなど)</p>	<p>→例示していない。個別プラン作成時に直接確認するようにしている。</p> <p>→自主防災組織においては、定期的に行われている。</p> <p>平成22年度自主防災会訓練(避難訓練に係るもの)9回。内、総合防災訓練(市が実施している訓練)1回。</p>	<p>要援護者避難支援制度の見直しの中で検討する。</p> <p>切迫感ある避難訓練の実施を検討する。  校区の自主防災力を高めるための仕掛けが必要である。</p>

第4回検討会 平成23年9月29日(木)

第5回検討会 平成23年10月28日(金)

課題等	現状	まとめ
<p>○制度の周知と登録漏れ防止について</p> <p>○定期的な見直しによるブラッシュアップについて</p> <p>○地域支援団体等(自主防災組織、地域団体、民生委員、福祉委員など)の連携強化について</p> <p>○申請書および支援プランについて、必要な支援の項目を設ける</p>	<p>新たに「要援護者避難支援システム」を構築し、情報の一元管理が図れるよう検討している。制度の周知については、本制度施行時に対象者へダイレクトメールを送っているほか、障害者手帳交付時やあんしんガイド、また、出前講座等で周知している。今後はPRチラシの作成を検討する。</p> <p>今年から、一年に一度は必ず民生委員が登録者宅へ訪問し、プランの見直しを行うように見直した。</p> <p>現在は、本制度の柱となる民生委員のみ情報を提供しており、その他の団体等との連携はできていない状態にある。支援者不足等の問題があるため、地域支援団体との連携は本制度に不可欠であり、今後、個人情報の問題を踏まえながら慎重に検討したい。</p> <p>災害時に要援護者に関する必要な情報、配慮する事項等、支援情報の項目を設けたチェックリストを作成中である。</p>	<p>制度の周知については、障害関係団体の活動の中でも改めて周知する必要があるが、サービス事業者職員に対する研修会の開催も必要である。また、周知のために、市民にわかりやすい制度名(呼称)を検討する必要がある。名称については、十分な協議が必要である。</p> <p>訪問記録等が確認できるような体制が必要である。</p> <p>災害時における地域支援団体との連携は不可欠であり、福祉委員(組織強化が必要)をはじめ、自主防災組織や民生委員が連携して動くことができるよう、防災に係る役割や連携の必要性について啓発していく必要がある。</p> <p>支援者が所持する支援者カードにも必要最低限の情報を記録する必要がある。また、支援プランの中に本人に適した避難場所が選択されるしくみが必要である。</p>

課 題 等	現 状	ま と め
○要援護者把握から支援までの流れの明確化について	要援護者の把握については、「要援護者避難支援システム」で、情報の一元化を検討中。また、地域防災計画の見直しの中でマニュアルも見直す予定であり、その中で支援までのわかりやすいフローチャートの作成を検討する。	システムについては、災害時に実用できるものの構築が必要である。重度障害者や医療的ケアが必要な人など、個別のフローチャートの作成が必要である。
○支援者の制度に対する理解や障害の特性に対する理解等について	支援者については、要援護者本人が選定する場合と民生委員が仲介して選定する場合がある。民生委員が支援者を選定する場合は、本制度についての説明を行ってもらうようお願いしている。また、支援者を対象とした研修会等が行えるよう検討する。	支援者を対象にした研修会だけではなく、制度の周知や支援者確保のためにも、地域の方を対象にした研修会等が必要である。障害者本人及びその家族等においても、災害時だけではなく、日ごろから地域との関わりが必要である。
○対象者の拡大（精神障害者）	対象者については、現在見直し中である。精神障害者については、準じる状態にある者として対象になっている。精神障害者を1つの項目として明記するかどうかは検討する。	精神障害者も対象者として、1つの項目に設けるよう検討が必要である。また、知的障害者については、療育手帳B所持者も対象となるよう併せて検討が必要である。
○災害シミュレーションや避難訓練（マニュアルの作成）について	市防災訓練（1年に1回）・自主防災会等の訓練を利用し、より具体性のある避難訓練を実施している。	現に本制度に登録している人が訓練に参加することが重要である。そこで障害種別ごとのシミュレーションを行い、問題点を積み上げ、解決していくことが必要である。